

第913回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成30年12月18日（火）午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長，伊藤委員，齋藤委員，千木良委員，小室委員，小川委員

4 説明のため出席した者

高橋教育次長，松本教育次長，布田総務課長，佐々木教育企画室長，佐藤福利課長，中村教職員課長，奥山義務教育課長，伊藤高校教育課長，目黒特別支援教育課長，相馬施設整備課長，駒木スポーツ健康課長，小野寺生涯学習課長，須田技術参事兼文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第912回教育委員会会議録の承認について

高橋教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第913回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

高橋教育長 千木良委員及び小川委員を指名する。
本日の議事日程は，配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 議事

第1号議案 職員の人事について

第3号議案 宮城県いじめ防止対策調査委員会委員の人事について

高橋教育長 6 議事の第1号議案及び第3号議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議等については，秘密会とする。

秘密会とする案件には，本日速やかに処理することが必要なものがあるので，先に審議することとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

9 教育長報告

(1) 平成32年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について

(説明者：松本教育次長)

「平成32年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について」御説明申し上げる。資料は，1ページである。

Iの「県立中学校入学者選抜方針」については，「中学校及び小学校の教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し，公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。」との方針のもと，「1 基本原則」及び「2 選抜方法」について定めることとしている。

なお，平成32年度の選抜方針については，前年度からの変更はなかった。

次に，IIの「平成32年度宮城県立中学校入学者選抜日程」についてであるが，適性検査実施日を1月1日（土），選抜結果通知を1月17日（金）午後4時発送としている。

本件については，以上である。

(質 疑) 質疑なし

10 議事

第2号議案 平成32年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

(説明者：松本教育次長)

第2号議案について、御説明申し上げます。資料は、7ページから9ページである。はじめに、資料8ページを御覧願いたい。

県立高校入試制度については、平成32年度から新たな入試制度によるものとなる。その平成32年度の宮城県立高等学校入学者選抜方針については、高等学校入学者選抜審議会に7月27日に諮問し、2回に渡る審議を経て、11月20日に答申をいただいたものであり、その答申の内容を踏まえ、資料8ページから9ページに示したとおり提案するものである。

なお、詳細について、高校教育課長から御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

引き続き、第2号議案について、御説明申し上げます。資料8ページを御覧願いたい。

新しい入学者選抜制度となる平成32年度県立高等学校入学者選抜方針については、前文で「宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。」との本県の入学者選抜方針の大前提を示し、続いて「1 基本原則」を掲げ、「2 第一次募集」においては、現行入学者選抜制度の選抜方針を参考としながら、これまで実施してきた「前期選抜」及び「後期選抜」を一本化し、「共通選抜」及び「特色選抜」という2通りの選抜方法を用いて合否判定を行う新入試制度について、文言を整理している。

「3 追試験」については、新入試制度に伴って新たに導入するものであり、「全ての高等学校は、第一次募集検査日当日に、やむを得ない事由により受験できなかった者を対象に、追試験を実施する。」としている。

「4 第二次募集」、「5 連携型中高一貫教育に関する選抜」及び「6 社会人特別選抜」については、現行入試制度からの変更はなかったが、新入試制度に合わせて文言を修正している。

資料9ページを御覧願いたい。平成32年度の入学者選抜日程についてであるが、受験生や中学校、高等学校に対する影響を考慮し、「第一次募集」の「実施日」を3月4日(水)、「追試験日」を3月10日(火)、「合格発表日」を3月16日(月)としている。

なお、この選抜方針及び日程については、本定例会で可決いただいた際には、速やかに各県立学校及び市町村教育委員会に通知するとともに、今後、これらを踏まえた上で、実施要項を作成していきたいと考えている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑)

高橋教育長 新しい高校入試については、これまで審議会やその前の段階から様々な検討を重ね、審議会からの答申を受けて、本日、最終的に議案として提案したところである。今、高校教育課長から、これまでの入試になかった追試験の実施など前後期の一本化と合わせて改善を加え出来上がったものであるとの説明があった。

伊藤委員 先般、国際センターにおいて新入試制度の説明会があり、私も会場に伺って内容を拝見した。この新制度については、現在の中学校2年生が第1回目の対象となるが、説明会の会場には、中学校2年生やその御父兄、小さいお子さんを連れた御家族なども参加していた。私が見た感じでは、事前に希望していた高校の時間割が時間どおり進んでいたので、混乱もなくスムーズに運営されていたようだったので、その点については大きく評価したい。今回の説明会に参加できなかった方もいると思うので、この説明会の内容が十分に浸透するよう説明の機会を多くして、平成32年度からの新入試制度が浸透して進められるよう強く要望する。

高校教育課長 新入試制度の広報手段については、全ての受験生や県民の皆様にも周知できるよう工夫

して進めていきたいと考えている。

高橋教育長 今年中に仙台市内ではもう一回説明会を実施するのか。
高校教育課長 仙塩地区の説明会を12月22日(土)に再度開催する予定である。
高橋教育長 (委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

第4号議案 指定管理者の指定について

(説明者：高橋教育次長)

第4号議案について、御説明申し上げる。資料は、13ページである。

教育委員会が所管する公の施設のうち宮城県ライフル射撃場及び宮城県婦人会館については、施設の管理権限を指定管理者に委任しているが、その指定期間が平成31年3月31日で終了することから、平成31年4月1日以降の指定管理者について指定するものである。指定にあたっては、平成30年10月25日に宮城県教育委員会指定管理者選定委員会を開催して答申をいただくとともに、地方自治法第244条の2第6項の規定により、11月県議会において議決を経ている。

はじめに、宮城県ライフル射撃場については、公募の結果、現在の指定管理者である宮城県ライフル射撃協会の一団体から応募があり、審査の結果、同団体を指定管理者として指定するものである。

なお、指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間としている。

次に、宮城県婦人会館の指定管理者については、公募の結果、現在の指定管理者である一般財団法人みやぎ婦人会館の一団体から応募があり、審査の結果、同団体を指定管理者として指定するものである。

なお、指定期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) 質疑なし

高橋教育長 (委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

11 課長報告等

(1) 平成30年度宮城県児童生徒学習意識等調査の結果について

(説明者：義務教育課長)

「平成30年度宮城県児童生徒学習意識等調査の結果について」御説明申し上げます。資料は、1ページから6ページと別冊である。はじめに、資料1ページを御覧願いたい。

「1 実施状況」については記載のとおりであるが、小学校5年生、中学校1年生の約20,800人に対して調査を行っている。

次に、「2 調査結果の概況」である。県教育委員会では、学力向上の土台となるものは、全ての学校の全ての教職員が、「学力向上に向けた5つの提言」の取組を徹底・継続することであると考えている。

「(1) 学力向上に向けた5つの提言」と関連する事項については、経年変化を見ると児童生徒の回答、学校の回答ともに、肯定的な回答が緩やかに増加している。しかし、同じ質問項目について肯定的な回答をしている児童生徒の割合と学校回答を比較すると、児童生徒と教員との意識にかい離が見られる。特に、提言1の質問事項1「先生から声を掛けられたり、励まされたりするか」、2ページにある提言3の質問事項5「授業のおわりにその時間の学習内容を振り返る活動が行われていると思うか」の質問においてかい離が大きくなっている。5つの提言が定着している学校においては、全国学力・学習状況調査の結果が高い傾向が見られるので、全ての教職員が5つの提言の意味を再確認し、その取組を徹底・継続しながら、行きたくなる学校づくりを推進していくことで学力向上を図りたいと考えている。

次に、資料3ページを御覧願いたい。「(2) 震災の影響と関連する事項」についてである。「突然震災を思い出し、気持ちが落ち着かなくなることがある」と回答している小学校5年生は1割を越え、中学校1年生では1割弱となっており、割合は減少してきているものの、依然として児童生徒が震災の影響を感じている状況である。

次に、「(3) 基本的な生活習慣と関連する事項」についてである。表にあるとおり、「携帯電話やスマートフォンを所持している」小5の割合は44.1%で、中学校1年生では59.5%となっている。「平日に携

帯電話やスマートフォンで無料通信アプリを使用する」割合は、グラフにあるとおり、全く使わない割合が減っており、小学校5年生、中学校1年生とも2時間、3時間と長時間使用する割合が増えてきている。

次に、資料5ページを御覧願いたい。「(4) 自尊意識・規範意識と関連する事項」についてである。質問項目26の「自分にはよいところがあると思うか」という質問に肯定的に回答している小学校5年生、中学校1年生の割合は、グラフのとおり毎年増えてきている。

質問事項29を御覧願いたい。現中学校1年生の3年間の経年比較についてである。「人の役に立つ人間になりたいと思うか」については、肯定的な回答が3年連続で9割を超えている。県全体で宮城の志教育を推進している成果の一端であると考えている。

最後に、本調査から見えた「課題と今後の対応」についてである。今回の調査を通して、主に先ほど説明申し上げた自尊意識・規範意識をさらに高めること、児童生徒と教員との意識の乖離、震災による影響を注視することなどの課題が見られた。これらの課題を踏まえ、資料6ページ4の今後の対応にある3点に重点を置いて取組を推進していく。

なお、詳しい結果については、別冊資料に記載しているので、後ほど御覧いただければと思う。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋藤委員

先生と生徒との乖離について、例えば「提言2 子供をほめること、認めること」における乖離の度合いは、先生と生徒の意識の違いとして一般的なものなのか。本来、乖離の度合いが大きいものと考えた場合、どの程度まで乖離が小さくなることが望ましいのか伺いたい。

義務教育課長

どの質問事項においても、学校の回答の方が高く、児童生徒の方が低い結果となっており、この乖離が無くなるとは考えていない。教員は指導したというつもりであり、児童生徒側は指導されていないという認識はあると思うが、学校側が98%から99%に近い回答をしていることから、ほぼ100%の教員が質問にある提言を実行している意識があることから、子供たちに寄り添い、子供たちの意識を丁寧に見取りながら授業や一日一日の活動を進めていかなければならないというところに注目している。提言1と提言3の質問事項における乖離が特に大きいので、この点における教員の意識を高めることにより、子供たちの意識を上げて、乖離を小さくすることを図っていきたいと考えている。

齋藤委員

例えば、提言2の「子供をほめること、認めること」の調査結果では乖離が大きいことから、その結果を受けた課題において「自分にはよいところがあると思いますか」という質問について、先生はしたつもりで、子供たちはそう思っていないという意識の距離を詰めるにあたり、各学校で具体的な方策を工夫してもらうことになるのか。

義務教育課長

指導主事による学校訪問において、担任の授業を直接指導する場があるので、そうした機会を利用して各学校に呼びかけを行う。また、昨年度に作成したリーフレットの内容を今年度版に更新したことから、そうした資料を活用しながら5つの提言について、教員が目の子供たちと自分の日々の指導等を常に意識していく意識化を図っていきたいと思っている。さらに、このことについて、様々な研修や会議、管理職の研修の場において触れるようにしていることから、県内全体において5つの提言を実践されるよう、この提言の意識を持たない教員をゼロにするために取り組んでいるところである。

千木良委員

学校と児童生徒との乖離について、普通学級で児童生徒が何十人もいるところと、特別支援学校では一緒に判断できないと思う。例えば、給食指導の時に担任の先生が子供の口に食べ物を10回運んだり、又は自分で食べるとした場合、専門的な知見で言うと10回うちの一口一口において、一回一回が口の閉じ方が違ったり、姿勢が違ったり、口に手の持っていき方が違うことになるので、専門家としてはそうした点を全て評価し、1回目から10回目までのうち1回目の食べ方が良く、2回目あまり良くなく、

3回目がすごく良くいった場合、そこで「上手にできたね」と言えば10回の間に6回か7回は声を上げて褒めたり相手に伝えたりすることが可能だと思っている。ただし、先生が1回目から10回目まで全て同じだと見てしまうと、褒めるポイントが全くなくなる。生徒としては1回目から10回目まで違うやり方をしたのに、先生は全く褒めてくれない、気付いていないとなると、本来であれば10回のうち半分の5回は褒められても良いはずなのに、評価が全て一緒になってしまうため生徒がやる気をなくしてしまっているのではないかと時々助言することがある。普通学校においても子供が褒めてほしいポイントであったりすることがあると思うので、この点を担任の先生がキャッチしていなかったりすることや、具体的にキャッチして褒めるところを助言しなくてはいけないのかということが疑問である。本当であれば先生は教育の専門家であることから、教育委員会としてそこまでの指導は必要ないと思う。自分は学校に行く機会が多いため、褒めるポイントは沢山あるのではないかと、この子供は今の行動を褒めて欲しかったのではないかと感じることもある。現場の先生がそうしたことが分かりにくくて子供を褒めていないのであれば、5つの提言をただ話しただけでは、具体性を感じられず、子供を褒めるポイントを話すことができないのではないかと感じた調査結果であった。

義務教育課長

5つの提言による取組は今年で5年目になるが、こちらとしても、今、委員から御指摘されたことと同じことを考えている。5つの提言の言葉だけが先行してしまい、先生は「今日は立派だね」という漠然とした褒め方をしているつもりになっているところがある。個々の子供に合った課題と評価や指導と評価の一体化というところで、しっかりと褒めるために課題を出すことも授業の質を上げることになるので、5つの提言の一個一個の意味付けについて、提言に記載されていることだけではなく、その裏側にあるそうしたことも伝えていく努力をしようとして取り組んでいるところである。

小川委員

千木良委員が御指摘した内容に同感であり、子供たちは具体的にどういう時に褒められたり声をかけられたりしたら肯定的に受けとめるのかを知ったほうが良いと思う。次回、同様の調査をする場合は、具体的にどのような場面で声をかけられたり、励まされたりした時に「やる気を持つ」、「嬉しいと思う」や、どういった時に先生に話を聞いてもらったほうが良いと思うかなどを質問してはどうか。我々大人としては聞いてあげているつもりでも子供から見ると「そんなことは聞いてほしくない」ということも中にはあるだろうし、むしろ「こんなことを聞いてほしい」ということもあると思う。どういう時に認めてほしいか、また認めてもらったことがよかったのか、どのような振り返りをしたらよかったのかなど、自由回答で簡単に回答できる内容にしたほうがよいのではないかと考えた。この調査結果は学校と児童生徒の両方が主観的に評価しているので、普段子供たちを厳しく指導していたら、先生が十分に認めているつもりでも、児童生徒からしたらこの先生は厳しいから認めてくれないと回答すると思う。こうしたギャップを議論するよりは具体的な事項を明らかにして、教員間で共有したほうが生産的だと思った。

義務教育課長

委員御指摘のとおりである。この質問の項目は5年間継続して実施してきたものであり、先ほど説明した内容を一個一個精査するとともに、質問項目について具体的にしていけないと主観での評価や調査になってしまうことから、さらに検討していきたいと考えている。

伊藤委員

資料5ページの「3 課題」の「(1) 自尊意識・規範意識をさらに高めること」と記載があったが自分も同感である。「自分にはよいところがあると思いますか」という質問に「そう思う」と答えている児童生徒の割合が全国平均に届いていないことは非常に残念だ。児童生徒は学校以外にも色々なものに触れて成長しており、学校以外の分野においては、例えば色々な人の背中を見て育ってきていることから、自己肯定感を高めるためには日頃から目標になるような人が身近にいることで、より高められるものだと思う。このことから、児童生徒の手本となるような大人になる人が沢山増えてほしい

と感じたところである。

(2) 平成29年度における宮城県長期欠席状況調査（公立小中学校）の結果について （説明者：義務教育課長）

「平成29年度における宮城県長期欠席状況調査（公立小中学校）の結果について」御説明申し上げる。資料は、7ページから20ページである。はじめに、資料7ページを御覧願いたい。

この調査は先月報告した「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の宮城県分の長期欠席状況の中で、不登校児童生徒の状況について、県独自に調査し、分析したものである。

「1」、「2」は記載のとおりである。「3 調査対象」については、国立及び仙台市を除いた県内の公立小・中学校を対象としている。「4 回答方法」は、質問紙法による学校の回答である。「5」の「(2) 平成27年度から平成29年度における不登校児童生徒の状況について」であるが、昨年度は仙台市を含んだ結果であったが、今年度は仙台市を含まないので、平成27年度と28年度の結果について、改めて仙台市を除いた数を示している。長期欠席児童生徒総数は、小学校で720人、昨年度と比較すると131人の増、中学校は1,584人で48人の増となる。そのうち不登校は、小学校で69人の増、中学校で3人の増であったが、長期欠席児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合を見ると、小学校、中学校とも平成27年度以降減少している。不登校のうち、90日以上欠席した児童生徒は、小学校で17人の増、中学校で42人の増となっており、不登校が長期化する割合が増えている。

次に、資料10ページを御覧願いたい。「8 集計資料」を基に調査結果について御説明申し上げる。

「(1) 平成29年度における不登校児童生徒の状況について」であるが、不登校児童生徒は、学年が上がるにつれて増加し、中学校1年で大きく増加している。不登校のきっかけや継続の要因について、小学校では家庭に係る要因が多く、中学校では、本人に係る要因が多い状況にあり、本調査を始めて以来同様の傾向が続いている。

次に、資料11ページを御覧願いたい。「③不登校のきっかけと震災の影響について」であるが、不登校のきっかけに震災が影響しているケースについては、未だに小・中学校とも3%程度ではあるが、「ある」との回答が見られる。「(2) 平成30年度現在中学校3年の不登校の推移について」表したグラフであるが、不登校の状況が継続している児童生徒に加え、毎年新たな不登校児童生徒が積み重なり、全体的な不登校の増大につながっている。

次に、資料12ページを御覧願いたい。不登校児童生徒への支援についてであるが、学校は、スクールソーシャルワーカーとの連携をはじめ、適応指導教室やみやぎ子どもの心のケアハウス、医療機関との連携を図っている。

次に、資料13ページを御覧願いたい。「(4) 不登校児童生徒の改善状況について」であるが、小学校で47.1%、中学校で40.6%の不登校児童生徒に改善が見られており、有効とされた働き掛けについて、学校と家庭との連携づくりが挙げられた。

次に、資料14ページを御覧願いたい。「①90日以上欠席した不登校児童生徒の改善状況」を示した帯グラフであるが、90日以上欠席した児童生徒のうち小学校で30.7%、中学校で34.2%の児童生徒に改善が見られており、特に、みやぎ子どもの心のケアハウスの設置市町については、小学校で32.7%、中学校では39.9%の児童生徒に改善が見られた。

続いて、資料17ページから20ページでは、不登校の未然防止及び早期発見・早期対応に係る取組について、不登校児童生徒の出現率が高い学校と低い学校の状況について、レーダーチャートで示した資料となる。主に、未然防止の取組状況について説明する。なお、本調査項目のうち①⑥⑦⑩⑪は「学力向上に向けた5つの提言」と関連している

資料17ページ「小学校」を御覧願いたい。小学校においては、不登校児童生徒の出現率の高い学校と低い学校では、全体的に大きな差は認められないが、「①ほめる・認める」において差があった。一方、中学校は、資料18ページのレーダーチャートが示すとおり、全体的に大きな差が認められた。不登校生徒の出現率が高い学校は、レーダーチャートが小さく、不登校出現率の低い学校と比べ17項目中12項目に、0.2ポイント以上の差があった。特に大きな差が認められたのは、「④よさを認め合う機会の設定」や「⑬教職

員の小・中交流，連携」，そして，「⑭子供のがんばりを家庭連絡」であった。また，小・中学校とも不登校出現率の高い，低いにかかわらず，「⑧『分かった』『できた』の体験を味あわせる」については，最も数値が低く，この点は，平成27年度以来変わっていないことから課題と捉えている。

これら小・中学校の結果は，調査項目の視点でもある魅力ある学校づくりの5つの視点を踏まえ，「学力向上に向けた5つの提言」を実践している学校において，不登校児童生徒の出現率が低いことを示すものとなった。本県の不登校対策として，県内全ての小・中学校において，未然防止のための「魅力ある学校づくり」の視点を教職員一人一人が意識し，学校全体で徹底することが重要であるとする。

資料8ページにお戻り願いたい。「6 県教委としての対応」であるが，本調査の結果を踏まえ，そこに示した(1)から(4)までの取組を徹底し，学校を外から支える仕組みの充実を図るとともに，改めて，未然防止のための「魅力ある学校づくり」の5つの視点を取り上げるなど，新たな不登校を生まない，児童生徒が行きたくなる学校づくりを一層促進していく。また，平成30年度において，90日以上欠席が見込まれる児童生徒が在籍する小・中学校を中心に，心のケア・いじめ・不登校等対策プロジェクトチームが直接学校を訪問し，該当する児童生徒の状況を把握するとともに，支援の在り方等について直接助言し，不登校児童生徒の社会的自立を支援していく。

本件については，以上である。

(質 疑)

千木良委員 不登校の子どもについて，医療機関を普通に受診できているのかという調査があるのか伺いたい。

義務教育課長 この調査結果に記載されている数値は病院や診療所に相談した件数であり，不登校のうち何人や何%が医療に掛かっているかまでは把握していない。

千木良委員 医療機関だけでもよいから受診できることは子どもにとって非常にプラスだと思っている。その理由として，不登校で生活習慣が乱れて，その影響がむし歯や肥満傾向に出てくるのではないかと感じることもある。医療に携わる立場として医療機関との連携は一体何なのかと考えたところ，本当に症状が酷くなった時や痛い時だけ，さらには社会から離れてどうしようもなくなり，成人に近くなってから受診される方も時折いるので，そうした方ともう少し早く付き合いをしていればよかったと感ずることがある。関係機関と連携するとしても意外に連携ができていないと思う。そのように感ずる理由は，自分が保護者として学校と付き合いしていた時にもそのように感じたこともあり，また，例えば医療機関同士の場合はお互いに多忙であることから，電話での連絡は失礼になる場合が多いので，紹介状や現在では診療情報提供書により公にやり取りをし，その診療情報提供書の中でこの方についてはこうした状況であるが情報を頂きたいとしてやり取りしていくことになる。しかし，医療機関が公的な機関のつもりで学校等に対して同じような形で医療を受診している子どもの状況を心配して医療機関だけで見るのは不安なので学校と協力したい旨を伝えても，学校ではそれに対して対応することが少ないことを経験している。そうしたことをうまく進めるために，個人的に知っている校長などに伝えると早めに対応できる場合がある。医療機関との連携を掲げるのは簡単ではあるが，現場から考えると具体的にどのようなことが連携なのか，どのようにすれば連携していることになるのかが大切であり自分自身も重く受けとめている。医療関係者として教育委員会の委員となっており，そうしたことについても風通しが良くなることを願っているので，この点についても配慮いただきたい。

義務教育課長 この調査結果は，不登校の児童生徒が病院や診療所に相談した件数となっているが，診療科目は心療内科や精神科が主となっており，身近な医療機関といっても様々な診療科目がある中の心療内科であることから，ハードルが高い現状にもあると認識している。委員御指摘のとおり，学校には学校医もいることから，そうした連携についても深く探っていく必要があると考えている。

高橋教育長 病院や診療所の考え方について，幅広く捉えて質問項目をもう少し丁寧に組み立てた

方が良いのではないかと思った。完全に引きこもりになって家から全く出て行かないという子どももいるかもしれない。また、他には行かないが、病院にだけは行く子によっては、社会の一つの外の窓口として病院がある。それは歯科でも良いし眼科や耳鼻科でも良いと考えれば、必ずしも心療内科や精神科に限定して病院や診療所に相談すると捉えて回答するのではなく、それとは別にその他の医療機関等に通っているとして、自宅から外出して買い物に行ったり医療機関に通院しているという意味での回答も一つの手がかりとしてあっても良いのではないかと思った。この調査は県が独自に行っているものであることから、さらに検討をお願いする。

齋藤委員 資料1 1ページの(2)に記載されている推移について、以前はこれほど明確に調査結果を出していなかったと思う。この結果を見ると、子供たちの変化がとてもよく読み取れる資料であるが、調査結果の内容にちょっとした驚きを持った。再登校するようになった生徒がいる一方で、新たに不登校になった生徒が学年を上がるに連れて上乗せになっている現状を見て、何とか対応できないかと思わざるを得なかった。こうした傾向は近年続いているのか。

義務教育課長 学年をずらして調査した結果、経年の動向を把握することができるようになったものである。県内全体の様子を見ても改善しているが、新規に不登校になった生徒が上乗せになっていたことがこれまでの状況であったと想像される。中学校1年生の新規の不登校が多い状況を注視しながら、対策に力を入れていきたいと考えている。

齋藤委員 可能であれば、同一集団をさらに調査していくことで何か分かる可能性がある。例えば、高校の進学がきっかけで不登校の推移が変わる可能性があるのも、そこまで調査することは可能なのか。

義務教育課長 高校教育課とも連携しながら、この同一集団を追跡調査していきたいと考えている。
齋藤委員 よろしく願います。

高橋教育長 資料1 1ページの(2)に記載されている不登校の推移における中学校1年生において、新たに255人が不登校になっていることと、資料1 8ページの中学校の不登校の出現率について、レーダーチャートの⑬に「教職員の小・中交流、連携」において、出現率の低いところはこの項目の数値が高くなっており、出現率が高いところはこの項目の数値が低くなっているため、この辺りもつながりのある可能性があると思っている。中学校1年生の課題をどのように解決していくかが、不登校問題への対策の大きなポイントになりそうだと思う。こうしたレーダーチャートを各中学校に具体的に示しながら、自分の学校運営等について校長に振り返ってもらい、改善に努めてもらう取組を促していただきたいと思う。

(3) 平成31年度宮城県立中学校入学者選拔出願者数について

(説明者：高校教育課長)

「平成31年度宮城県立中学校入学者選拔出願者数について」御説明申し上げます。資料2 1ページを御覧願いたい。

3の「出願者数及び出願倍率」であるが、仙台二華中学校は募集定員105人に対し478人が出願し、出願倍率は4.64倍、古川黎明中学校は募集定員105人に対し231人が出願し、出願倍率は2.20倍となった。

なお、適性検査は平成31年1月12日(土)に実施し、選抜結果の通知は1月18日(金)午後4時に郵便にて発送する予定となっている。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

(4) 第10次宮城県生涯学習審議会の答申について

(説明者：生涯学習課長)

「第10次宮城県生涯学習審議会の答申について」御説明申し上げる。資料は、22ページから23ページと別紙及び別冊である。はじめに、資料22ページを御覧願いたい。

「1 経緯」についてであるが、県教育委員会では、平成29年2月に、『地域の力を活用した学びの場の充実と「学びと実践の循環」の仕組みづくり』について、第10次宮城県生涯学習審議会に諮問していたところ、先月28日に同審議会の佐藤 直由会長から、県教育委員会へ答申をいただいた。

「2 これまでの審議経過」についてであるが、同審議会では、11名の委員により、2年間にわたって審議を行ってきた。この間、答申をまとめる際の参考とするため、平成29年9月から10月に、県内の中学校・高等学校等に、委員が直接出向いて現地調査を行った。また、平成30年9月18日から10月17日までパブリックコメントを実施したところであるが、県民からの意見はなかった。

「3 答申の概要と構成」についてであるが、大きくは、「生涯学習の現状」、「具体的な取組」、「生涯学習プラットフォームの構築に向けて」の3項目から構成されており、「1 生涯学習の現状」では、「(1) 生涯学習を取り巻く社会状況」と「(2) 宮城県の生涯学習の現状と課題」の2項目にまとめている。

「2 具体的な取組」では、現在行われている取組について、「(1) 学びや活動の充実を通じた地域づくり」と「(2) 「学び」と「実践」の循環につながる学習成果の活用」の2項目にまとめている。

次に、「3 生涯学習プラットフォームの構築に向けて」についてである。以前、第9次生涯学習審議会において、生涯学習と学校教育の連携、さらには、県民への情報発信として、ネット上におけるポータルサイトを用いた生涯学習プラットフォームの構築が答申され、第10次生涯学習審議会では、その答申内容を具体化するということで検討がなされた。その結果、「(1) 生涯学習プラットフォームの枠組の提供」、「(2) 多様な関係機関との情報共有と連携」、「(3) 学びと実践の循環」の3点が提示され、具体的なプラットフォーム構築に向けた方向性が示されたところである。

「4 今後の対応」であるが、答申で示された方向性をもとに、生涯を通して学ぶことができる環境の実現に向け、生涯学習プラットフォームの構築を進めるべく、来年度から具体的な構築作業に入っていきたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

高 橋 教 育 長 生涯学習課長から説明があったとおり、この答申を踏まえて来年度における生涯学習プラットフォームの構築に向けた具体的な取組を進めていくものである。

12 資料 (配布のみ)

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 2020年度(2019年度実施)宮城県公立学校教員募集案内
- (3) 平成31年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(11月末現在)
- (4) 宮城県高等学校登山計画審査会について

13 次回教育委員会の開催日程について

高 橋 教 育 長 次回の定例会は、平成31年1月16日(水)午後1時30分から開会する。

14 閉 会 午後3時19分

平成31年1月16日

署名委員

署名委員